

# 環境と調和のとれた食料システムの確立のための 環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の概要

～ 通称 みどりの食料システム法 ～

## 背景

- 気候変動、生物多様性の低下等、食料システムを取り巻く環境が変化
- 農林漁業・食品産業の持続的発展等のためには、生産から販売までの各段階での環境負荷の低減、当該農林水産物・食品の流通・消費が課題
- みどりの食料システム戦略を策定し、国連食料システムサミットやCOP26で世界に発信

関係者の行動変容と技術開発・普及により、環境と調和のとれた食料システムを確立

## 法律の概要

### 1. 環境と調和のとれた食料システムに関する基本理念等 (第3条から第14条まで関係)

- ・ 生産から消費まで環境負荷の低減に資する取組を推進する基本理念
- ・ 国の責務、国が講ずべき施策 (理解増進、研究開発、技術普及、食料システムの各段階の取組の促進等) 等

### 2. 計画認定制度等の創設 (第15条から第44条まで関係)

#### (1) 基本方針等 (第15条から第18条まで関係)

- ・ 国の基本方針、都道府県・市町村の基本計画の策定

#### (2) 環境負荷の低減を図る農林漁業者の取組の促進 (第19条から第38条まで関係)

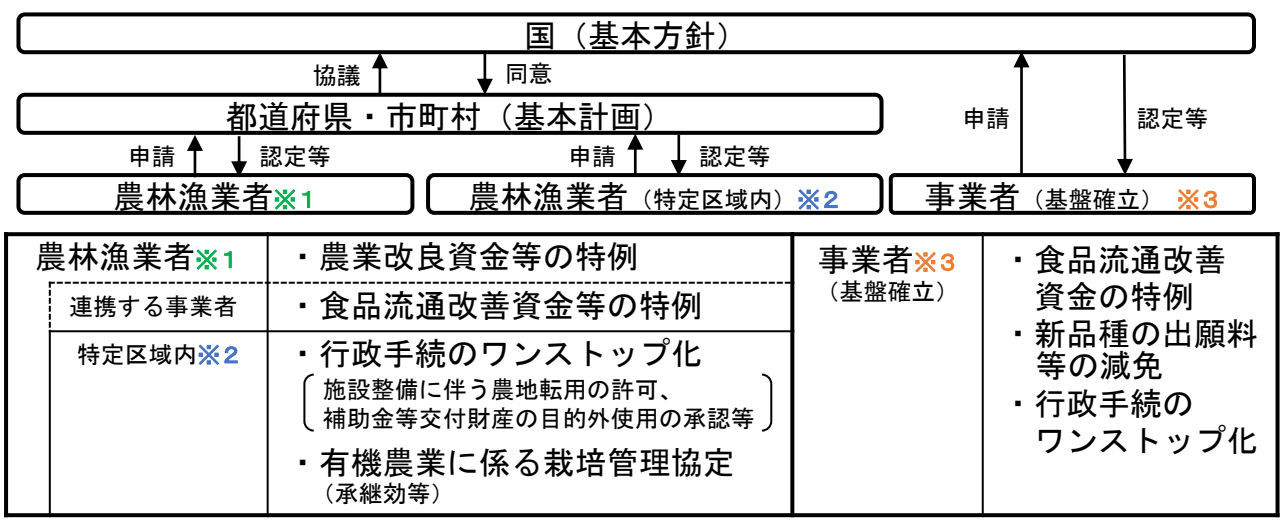
- ・ 農林漁業由来の環境負荷の低減を図る環境負荷低減事業活動※1の認定等
- ・ 特定の区域内で環境負荷の低減の効果を高める特定環境負荷低減事業活動※2の認定等
- ・ 有機農業の団地化を進めやすくするための栽培管理協定の認可等

#### (3) 新技術の提供等を行う事業者の取組の促進 (第39条から第44条まで関係)

- ・ 環境負荷低減事業活動等の効果を高める等の基盤確立事業※3の認定等

- ※1 土づくり、化学農薬・化学肥料の使用削減、温室効果ガスの排出量削減 等
- ※2 地域ぐるみでのスマート農業技術の活用、有機農業の団地化 等
- ※3 先端技術の開発、新商品 (食品) の開発 等

### <参考> 認定等の枠組み及び支援措置



⇒ 環境負荷の低減に必要な機械・施設等を導入する場合の税制特例を措置

- ・ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (平成11年法律第110号) の取組を包含していることから、同法は廃止し、所要の経過措置を設ける。(附則第2条から第5条まで関係)

施行期日：公布の日から起算して6か月以内の政令で定める日 (附則第1条関係)

# 環境と調和のとれた食料システムの確立のための 環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の概要

令和4年5月  
農林水産省

## I 趣 旨

農林漁業及び食品産業の持続的な発展等を図るため、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する認定制度の創設等の措置を講ずる。

## II 法律の概要

### 1 基本理念等

- (1) 環境と調和のとれた食料システムは、
  - ・農林漁業者、事業者、消費者等の関係者の理解の下、連携することによってその確立が図られるものであること
  - ・環境への負荷の低減と生産性の向上との両立に資する技術の研究開発等の推進及び農林水産物等の円滑な流通を確保することについて、基本理念として規定する。 (第3条関係)
- (2) その上で、国及び地方公共団体については、当該食料システムの確立を図る上で必要な施策を策定・実施する責務を有する旨を規定する。 (第4条及び第5条関係)
- (3) 農林漁業者、食品産業等の事業者は事業活動を通じて、消費者は農林水産物等の選択を通じて、環境への負荷の低減に努める旨を規定する。 (第6条関係)
- (4) 国が講ずべき施策として、食料システムの関係者の理解の増進、技術の研究開発及び普及の促進、環境への負荷の低減に資する生産活動の促進、原材料の利用の促進、農林水産物等の流通の合理化及び消費の促進、環境への負荷の低減状況の把握・評価手法の開発について規定する。 (第7条から第14条まで関係)

### 2 農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する認定制度等の創設

#### (1) 環境負荷低減事業活動の促進等に関する基本的な方針等

- ① 農林水産大臣は、環境負荷低減事業活動（土づくり、化学農薬・化学肥料の使用低減又は温室効果ガスの排出量の削減等）の促進の意義、目標等に関する基本的な方針を定めるものとする。 (第15条関係)
- ② 一又は二以上の市町村及び都道府県は、共同して、基本方針に基づき、環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、農林水産大臣に協議し、その同意を求めることができることとする。 (第16条から第18条まで関係)

#### (2) 環境負荷の低減を図る農林漁業者の取組の促進

##### ① 環境負荷低減事業活動に係る措置

環境負荷低減事業活動を行おうとする農林漁業者又はその組織する団体（以下「農林漁業者」という。）は、環境負荷低減事業活動の実施に関する計画を作成し、都道府県知事に申請し、その認定を受けることができることとする。  
認定を受けた農林漁業者（これと連携する食品事業者等を含む。）に対しては、農業改良資金等の償還期間の延長等の特例措置を講ずることとする。  
(第19条、第20条及び第23条から第27条まで関係)

## ② 特定環境負荷低減事業活動に係る措置

基本計画で定められた特定区域において特定環境負荷低減事業活動(集団又は相当規模で行われることにより地域における農林漁業由来の環境への負荷の低減の効果を高めるものとして農林水産省令\*で定める環境負荷低減事業活動)を行おうとする農林漁業者は、特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画を作成し、都道府県知事に申請し、その認定を受けることができることとする。

認定を受けた農林漁業者(これと連携する食品事業者等を含む。)に対しては、①の特例措置に加え、事業活動に必要な設備等の整備・活用に当たり、農地転用の許可や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の行政手続のワンストップ化の特例措置を講ずることとする。(第 21 条から第 30 条まで関係)

※ 地域ぐるみのスマート技術の活用、有機農業の団地化等の取組を想定。

## ③ 有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置

基本計画で定められた特定区域内の一団の農用地の所有者等は、当該区域において特定環境負荷低減事業活動として有機農業の生産団地を形成するため、全員の合意に基づき、有機農業を促進するための栽培の管理に関する事項等を定めた協定を締結し、市町村長等の認可を受けることができることとする。

認可を受けた協定は、その認可の後に協定区域内の農用地の所有者等になった者に対しても、その効力があるものとする等の特例措置を講ずることとする。

(第 31 条から第 38 条まで関係)

## (3) 新技術の提供等を行う事業者の取組の促進

基盤確立事業(新技術の提供等、農林漁業由来の環境への負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するための事業であって、当該取組の効果を高め、又は当該取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に資するもの)を行おうとする者は、基盤確立事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとする。

認定を受けた事業者に対しては、病虫害抵抗性品種等、環境への負荷の低減を図るための取組に適した新品種の出願料・登録料の減免のほか、食品流通改善資金の貸付申請、事業活動に必要な設備等の活用に当たっての補助金等交付財産の目的外使用の承認等の行政手続のワンストップ化の特例措置を講ずることとする。

(第 39 条から第 44 条まで関係)

## 3 その他

(1) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成 11 年法律第 110 号)は廃止し、この法律の施行の際現に廃止前の同法に基づく認定を受けている導入計画に関する経過措置等を設ける。(附則第 2 条から第 5 条まで関係)

(2) 施行後 5 年を目途として、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。(附則第 6 条関係)

## Ⅲ 施行期日

公布日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(附則第 1 条関係)